

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		外 -	外 -
		2,952	220,817,229
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		121	5,842,159
債 務 控 除 額		1,604	11,439,333
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		354	1,313,333
課 税 価 格	実	2,961	216,533,388
相 続 税 額	算 出 税 額	2,930	35,558,315
	2 割 加 算 額	276	240,163
	計	実 2,930	35,798,478
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	119	46,755
	配 偶 者	448	9,458,089
	未 成 年 者	27	9,663
	障 害 者	96	105,805
	相 次 相 続	79	405,809
	外 国 税 額	-	-
	計	実 738	10,026,121
差 引 税 額	実	2,551	25,772,357
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		37	765,074
小 計		2,545	25,007,283
農 地 等 納 税 猶 予 額		2	138,699
株 式 等 納 税 猶 予 額		2	206,104
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 2,545	24,697,995
	還 付 税 額	実 17	35,515
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,043	83,170,000

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 19 年 分	2,619	189,358,380	29,566,575	9,165,704	2,271	20,099,393	4	7,354	888
平成 20 年 分	2,757	191,569,638	27,733,796	8,760,616	2,403	18,668,731	7	8,721	942
平成 21 年 分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	9	14,446	937
平成 22 年 分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954
平成 23 年 分	2,961	216,533,388	35,798,478	10,026,121	2,545	24,697,995	17	35,515	1,043

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
札 幌 中	38	2,768,527	32	377,080	13
札 幌 北	415	28,180,989	368	3,425,627	138
札 幌 南	363	25,640,915	312	2,621,512	132
札 幌 西	444	49,261,573	382	7,515,153	153
札 幌 東	224	17,553,884	198	2,051,433	80
函 館	240	17,934,446	218	2,018,425	90
小 樽	53	3,527,778	50	450,218	21
旭 川 中	68	4,561,675	60	430,348	25
旭 川 東	133	8,130,960	111	883,154	46
室 蘭	63	5,447,512	53	984,117	25
釧 路	75	6,041,679	66	657,088	29
帯 広	196	12,948,996	169	1,050,069	66
北 見	70	3,231,988	51	145,960	24
岩 見 沢	107	5,913,974	81	384,878	35
網 走	45	2,015,406	40	83,207	13
留 萌	X	X	X	X	X
苫 小 牧	61	2,984,895	55	109,336	23
稚 内	36	2,380,026	32	173,087	16
紋 別	33	2,097,058	25	216,515	11
名 寄	34	1,674,374	26	70,885	13
根 室	55	3,171,400	46	252,830	17
滝 川	42	2,521,297	33	241,099	15
深 川	13	586,093	11	21,223	6
富 良 野	23	1,082,280	17	46,887	8
八 雲	16	1,038,816	15	154,838	6
江 差	10	591,044	9	44,689	3
倶 知 安	28	1,282,443	22	34,161	11
余 市	X	X	X	X	X
浦 河	28	1,736,034	23	152,882	8
十 勝 池 田	36	1,715,589	30	80,411	12
合 計	2,961	216,533,388	2,545	24,697,995	1,043

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 2,971	千円 216,694,310	人 2,546	千円 24,678,657	人 1,043
	修正申告による増差額	58	77,619	80	36,027	30
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	23	238,541	28	16,690	13
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 2,961	216,533,388	実 2,545	24,697,995	実 1,043
過 年 分	申 告 額	132	6,293,066	111	331,012	56
	修正申告による増差額	637	6,459,427	828	1,192,159	321
	更正による増差額	4	128,139	5	29,854	3
	更正等による減差額	118	1,269,725	143	328,593	84
	決 定 額	1	392	1	106	1
	計	実 883	11,611,299	実 1,074	1,224,538	実 393
合 計	申 告 額	3,103	222,987,376	2,657	25,009,669	1,099
	修正申告による増差額	695	6,537,046	908	1,228,186	351
	更正による増差額	4	128,139	5	29,854	3
	更正等による減差額	141	1,508,266	171	345,282	97
	決 定 額	1	392	1	106	1
	計	実 3,844	228,144,687	実 3,619	25,922,533	実 1,436

調査対象等： 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	4	197	38	3,697	-	-
過 年 分	583	87,851	112	26,903	57	114,925
合 計	587	88,048	150	30,600	57	114,925

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	278	23,179,841	399,518	96,176	358,167	612
1 億円超	498	69,532,936	980,564	605,458	2,916,107	1,547
2 "	133	32,040,011	434,709	261,300	3,146,261	439
3 "	78	29,243,627	743,308	127,756	4,150,288	288
5 "	21	11,985,668	128,579	55,645	2,595,515	70
7 "	18	15,353,252	67,412	76,981	3,024,594	73
10 "	14	17,416,645	961,668	51,240	4,048,473	59
20 "	1	2,269,197	-	5,400	867,086	5
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	2	15,673,133	2,116,400	20,000	3,572,167	9
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,043	216,694,310	5,832,159	1,299,956	24,678,657	3,102

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	4	76	87	82	29	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	38	112	197	100	25	11	4	3	2	1	2
2 "	1	8	31	43	29	12	5	1	1	1	1	-
3 "	-	4	17	20	19	10	3	2	1	-	-	2
5 "	-	3	4	5	6	1	-	1	1	-	-	-
7 "	-	-	2	5	5	4	1	-	1	-	-	-
10 "	-	-	1	3	7	1	-	1	1	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8	129	254	355	196	55	20	9	8	3	2	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	55	426,500
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	176	6,099,275
	宅地（借地権を含む。）	916	47,018,972
	山林	159	338,626
	その他の土地	283	3,365,406
	計	943	57,248,779
家屋、構築物		892	12,813,227
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	96	328,977
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	23	147,777
	売掛金	27	76,683
	その他の財産	55	278,472
	計	128	831,909
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	280	12,872,951
	同上以外の株式及び出資	623	10,795,985
	公債及び社債	229	5,668,885
	投資・貸付信託受益証券	292	6,317,553
	計	801	35,655,372
現金、預貯金等		1,040	76,362,494
家庭用財産		649	426,752
その他の財産	生命保険金等	286	12,242,711
	退職金及び功労金等	97	4,488,090
	立木	54	59,713
	その他	881	20,864,070
	計	922	37,654,583
合計		1,038	220,993,116
相続時精算課税適用財産価額		89	5,832,159
債務等	債務	899	9,235,705
	葬式費用	970	2,195,216
	計	1,016	11,430,921
差引純資産価額		1,040	215,394,354
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		189	1,299,956
課税価格		1,043	216,694,310

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。